

令和7年6月17日

特定事業者関係行政庁担当課・室長 殿

財務省国際局調査課対外取引管理室長 山下 弘史

外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施について

平素より大変お世話になっております。

我が国では、国際連合安全保障理事会決議等を誠実に履行するため、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第16条第1項、第21条第1項及び第24条第1項の規定に基づき、資産凍結等経済制裁対象者（以下「制裁対象者」という。）に対する資産凍結等の措置を講じております。

今般、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」

（令和7年6月17日付外務省告示第221号）により、制裁対象者が追加されました。

つきましては、所管する特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）に対し、以下の内容及び別添を周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ・特定事業者の管理者は、別添の内容について当該特定事業者の関係部署等に直ちに周知すること。
- ・特定事業者は、整備している制裁対象者リストについて、直ちに最新の情報に更新すること。
- ・特定事業者は、更新した制裁対象者リストにより、該当する顧客がいないことを直ちに確認すること。確認の結果、該当する顧客を検知した際には、該当者の資産に移動が生じないよう必要な対応を取っていただくとともに、必要に応じて財務省国際局調査課対外取引管理室（電話03-3581-4111 内線69508）まで一報いただくこと。

また、特定事業者に対する周知に当たっては、資産凍結等の措置の概要及び制裁対象者リストについて、以下のURLを参照するよう、併せて周知願

います。

【資産凍結等の措置の概要】

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaiyou.html

【制裁対象者リスト】

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

(参考)

外為法に基づく資産凍結等の措置については、外務省告示により措置の対象となる個人・団体を指定し、当該個人・団体向けの支払及び当該個人・団体との間の資本取引等が規制の対象となっております。

当該規制の対象となる支払とは、①当事者間において支払手段を移転する行為（支払手段と同視し得る暗号資産、貴金属その他の財産的価値を移転する行為を含む。）、②①に掲げるものを除くほか、当事者間において証券、動産、不動産に係る権利その他の支払手段以外の財産的価値の移転により債権債務を消滅させる行為（現物決済又は代物弁済により債権債務を消滅させる行為及び贈与を含む。）及び③相殺及び貸借記並びに当事者間の合意に基づき財産的価値の移転を伴わず債権債務を消滅させる行為をいいます。

また、当該規制対象となる資本取引等とは、居住者と非居住者との間の預金取引、信託取引又は金銭の貸付取引等をいいます。

連絡先：〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1 財務省国際局調査課対外取引管理室 電話 03-3581-4111（内線 69508）

以上

象と件名・タリバーン関係安全保障理事會決議に基づく資産凍結等の措置の対

○外務省告示第二百二十一号

第十四号を含む関係告示第三百三十二号及び令和七年外務省告示第二百
十六号に基づき設立された各理事會委員會が令和七年六月十六日に行つた決
定等に基づき、同理事會決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三
号八百八十九号1（a）、第千二百五十三号2（a）及び団体の一部を次の
ように改正する。

（次の令和七年六月十七日
以下表により改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規
定）

外務大臣 岩屋 毅

改 正 後	改 正 前
(別表) 1. ～797. [略] <u>798. ABUBAKAR SWALLEH</u> <u>(original script : 不明)</u> <u>(a. k. a. : ABUBAKER SWALEH; TOM KIYURIGE)</u> <u>称号 : 不明</u> <u>役職 : 不明</u> <u>生年月日 : 1992年1月13日</u> <u>出生地 : Mengo, Uganda</u> <u>国籍 : ウガンダ共和国</u> <u>旅券番号 : ウガンダ旅券 A00195974</u> <u>I D 番号 : ウガンダ I D 番号 CM920231090NZA</u> <u>住所 : Luzira Prison, Luzira, Kampala, Uganda</u> <u>国連制裁委員会による指定日 : 2025年6月16日</u> <u>その他の情報 : イラクのアル・カーイダ (453. に指定した団体) として掲載されている ISIL に対して、またはその支援として、資金、物資もしくは技術支援または資金その他のサービスを提供。同人は2018年以降、ISIL の仲介者として、東部及び南部アフリカにおいて、資金提供や物流支援、勧誘を含めて ISIL を支援してきた。電話番号は +963936016952。性別は男性。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウ</u>	(別表) 1. ～797. [同左] [新設]

ウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。